

# 特殊な推進装置に対する SOLAS 条約の適用に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 D 編

## 改正事項

特殊な推進装置に対する SOLAS 条約の適用に関する事項

## 改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 29 規則に定められる操舵装置の要件において、ラダーストックの径が 230mm を超えるものに対し代替動力源を設ける旨規定されている。しかしながら、ラダーストック及びラダーを装備せず、その代替となる操舵性能を併せ持つアジマス推進器やウォータージェット推進器等の特殊な推進装置に対しては、当該要件の適用が不明瞭であった。安全性確保の観点から、特殊な推進装置においても同等の条件下において代替動力源を要求すべきと考えられるため、IACS は、特殊な推進装置に対する同条約要件の適用について検討し、2011 年 1 月、IACS 統一解釈 SC242 を採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC242 に基づき関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 特殊な推進装置を有する船舶に対し、推進装置の旋回能力に関する規定を改めた。
- (2) 特殊な推進装置を有する船舶に対し、推進装置の出力が 2,500kW を超える場合は、代替動力源を設ける旨規定した。